

医療法人社団ともいき会 岐阜市地域包括支援センター島城西 指定介護予防支援事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 岐阜市が設置し、医療法人社団ともいき会が受託運営する岐阜市地域包括支援センター（以下「センター」と呼ぶ。）が行う、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員（以下「担当職員」という。）が、要支援者又は事業対象者等にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、要支援者又は事業対象者が介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者又は事業対象者の依頼を受けて、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 岐阜市地域包括支援センター島城西
- 2 所在地 岐阜市西島町2番11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤1名）
- 2 担当職員 1名以上（常勤1名以上）
担当職員は指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
- 3 その他非常勤職員を置くことが出来る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
但し国民の祝日、並びに12月29日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 平日、土曜日共に9時00分から17時00分までとする。
- 3 但し、営業日にかかわらず電話等にて24時間常時連絡が可能な体制をとるようとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談はセンター内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成する。
- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年岐阜市条例第71号）第32条から第34条に従って実施する。
- 7 計画の作成にあたっては、利用者から以下の要望をいつでも頂くことができ、担当者はこれに応える義務があります。
 - ・複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること
 - ・計画に位置づけたサービス事業者等の選定理由の説明を求めること

(指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市内の島地区、城西地区とする。

(苦情処理)

第9条 当センターは、自ら提供した指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置

を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当センターは、サービスの提供に伴って、センターの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当センターは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第12条 当センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、当センターでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 当センターは、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当センターは、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ともいき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。